

日本法科学技術学会著作権規程

(目的)

第1条 本規程は、日本法科学技術学会（以下、本学会という）が保有する編集著作物及び個別の著作物に関する著作権の取扱いについて規定することを目的とする。

(著作権の帰属)

第2条 本学会の編集著作物及び個別の著作物（以下、著作物という）の著作権は、原則として、本学会に帰属するものとする。

2. 著作物の著作権は、投稿または寄稿された当該著作物を本学会が受理した時点から本学会に帰属するものとする。

3. 特別な事情により前項の原則が適用できない場合、著作者は、当該著作物の投稿または寄稿時に、その旨を本学会あてに申し出るものとする。その場合の著作権の取扱いについては、著作者と本学会との間で協議の上措置するものとする。

(著作権の利用)

第3条 著作者自身が、私的使用の目的のために、自己の著作物の全部または一部を著作権法第30条の範囲内で利用する場合には、本学会の許諾を必要としないものとする。

2. 著作者自身が私的使用以外の目的で自己の著作物を利用する場合には非営利目的であり、本学会の利益を不当に侵害しない限りにおいて、本学会の許諾を必要としないものとする。ただし自己の著作物の全部を電子的に利用する場合には、事前に、別に定める著作権利用届出書に従って、本学会に届け出なければならない。営利目的であれば原則として事前に、別に定める著作権利用許諾申請書に従って、本学会の利用許諾を得なければならない。

3. 著作者以外の個人または法人である第三者が、本学会の編集著作物及び個別の著作物の全部または一部の利用を希望する場合には、事前に別に定める著作権利用許諾申請書を用いて本学会に利用許諾を求めなければならない。

4. 著作権利用の場合は、出所を明示しなければならない。

(著作者の責任)

第4条 本学会が著作権を有する著作物の内容については、著作者が創作に関与した部分については、その著作者自身が責任を負うものとする。

2. 本学会が著作権を有する著作物が他人から著作権侵害として提訴され、もしくは当該侵害に関し紛争が生じた場合、あるいは他人の名誉を傷つける等の紛争が生じた場合には、著作者が創作に関与した部分については、原則としてその著作者が責任を負いまたは処置するものとする。

(著作権侵害排除)

第5条 本学会が著作権を有する著作物に対して、第三者による著作権侵害(あるいは侵害の疑い)があった場合、本学会と著作者が相互に連絡の上、対応について協議し、解決を図るものとする。

(例外的取扱い)

第6条 本学会と他の学協会等が協力して開催する事業活動の際に、論文原稿等を募る場合において、他の学協会等との間で別段の取決めがなされた場合には、当該取決めを本規程に優先して適用するものとする。

(既発行の著作物の取扱い)

第7条 本規程の施行前に本学会が著作権を有する著作物については、著作者から別段の申し出があり、本学会が当該申し出について正当な事由があると認めた場合を除き、この規程の各号を準用するものとする。

附 則

1. 本規程の改正は、理事会の承認を受けるものとする。
2. 本規程は、平成 18年11月8日、理事会において承認制定。
3. 本規程は、平成 18年12月1日より施行する。

解 説

* 私的利用と非営利目的

私的利用とは著作権法 30条による個人的、家庭内、家庭内に順ずる範囲内とします。
非営利目的とは配布される著作物が無料でありかつ著作者が無報酬であることです。
企業活動における利用は上記の場合でも営利目的とみなします。